政策別コスト情報に関する調書　様式

様式2-1

政策：Ⅲ.「労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること」にかかるコストの状況

○所管　厚生労働省
・ 一般会計（組織：厚生労働省本省、担当部局：労働基準局、年金局、政策統括官　組織：都道府県労働局、中央労働委員会）
・ 労働保険特別会計【労災勘定・雇用勘定・徴収勘定】（組織：厚生労働省本省、担当部局：大臣官房、労働基準局、政策統括官　組織：都道府県労働局）

1. 政策にかかるコスト

851,193 百万円

（単位:百万円）

区分		経費																	（参考）決算額
		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	労災保険給付費	労災援護給付費	保険料返還金	石綿健康被害救済事業交付金	補助金等	委託費	分担金	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	責任準備金繰入額	資産処分損益	
Ⅰ　人にかかるコスト	44,939	37,917	2,615	4,406	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
Ⅱ　①物にかかるコスト	725	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	831	－	－	△105	－
②庁舎等	4,191	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,191	－	－	－	－
Ⅲ　事業コスト	801,336	－	－	－	743,010	107,511	36,768	9,700	43,707	27,072	11	12,962	24,337	25,024	1,996	6,048	△237,184	370	1,035,546
1）労働条件の確保・改善を図ること	960	－	－	－	－	－	－	－	－	189	－	－	116	654	－	－	－	－	960
2）安全・安心な職場づくりを推進すること	22,866	－	－	－	－	－	－	－	7,821	7,844	－	2,075	4,302	661	161	－	－	－	23,352
3）労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	693,722	－	－	－	743,010	107,511	－	－	26,001	17,898	11	9,476	11,859	8,358	388	6,041	△237,184	349	906,123
4）勤労者生活の充実を図ること	11,207	－	－	－	－	－	－	－	9,879	195	－	867	98	167	－	－	－	－	10,935
6）安定した労使関係等の形成を促進すること	1,039	－	－	－	－	－	－	－	2	437	－	271	79	246	－	－	－	－	764
7）個別労働紛争の解決を図ること	1,745	－	－	－	－	－	－	－	2	48	－	271	100	1,322	－	－	－	－	1,472
8）労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	69,795	－	－	－	－	－	36,768	9,700	－	459	－	－	7,779	13,613	1,446	7	－	20	91,937
コスト計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	851,193	37,917	2,615	4,406	743,010	107,511	36,768	9,700	43,707	27,072	11	12,962	24,337	25,024	7,018	6,048	△237,184	264	－

（参考）　自己収入　985,715 百万円

当該政策にかかる自己収入については、労働保険特別会計の雇用保険料等30,869百万円。
労働保険特別会計の労災保険料等945,049百万円。
労働保険特別会計の拠出金収入9,796百万円。

2. 政策にかかるストック情報

（単位:百万円）

区分	主な資産等	ストック内訳																	備考
		未収金	未収収益	前払費用	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	建設仮勘定	物品	無形固定資産	出資金	未払金	支払備金	前受金	未経過保険料	責任準備金	
物にかかるコスト	3,105	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,035	69	－	－	－	－	－	－	
庁舎等	65,305	－	－	－	－	12,578	15	40,804	11,826	81	－	－	－	－	－	－	－	－	
1）労働条件の確保・改善を図ること	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
2）安全・安心な職場づくりを推進すること	14,341	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,209	11,132	－	－	－	－	－	
3）労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	△7,828,896	49,522	33,411	7	△24,502	24,933	301	－	－	－	－	7,406	161,380	－	△178,428	－	△15,197	△7,887,731	
4）勤労者生活の充実を図ること	1,702	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,702	－	－	－	－	－	
6）安定した労使関係等の形成を促進すること	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
7）個別労働紛争の解決を図ること	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
8）労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	4,759	137	0	1	△63	－	－	－	－	－	695	5,407	－	△1,399	－	△18	－	－	
合　計	△7,739,681	49,659	33,411	9	△24,566	37,512	316	40,804	11,826	81	3,731	16,092	174,215	△1,399	△178,428	△18	△15,197	△7,887,731	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」・「建設仮勘定」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

（1）当該政策に関連するコストの状況

① 当該政策に配分された官房経費等の額　（単位:百万円）

Ⅰ　人にかかるコスト	3,276
Ⅱ　物にかかるコスト（庁舎等を含む。）	1,079
Ⅲ　その他事業コスト	－
合　計	4,355

② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費　1,260百万円
・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

（2）政策の概要
労働条件の確保・改善を図ること、安全・安心な職場づくりの推進、労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること、勤労者生活の充実を図ること、安定した労使関係等の形成の促進、個別労働紛争の解決を図ること、労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること。

（3）共通経費配分の方法
「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。
また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

（4）その他